

平成 26 年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 重点監督実施状況

平成 26 年度過重労働解消キャンペーン（平成 26 年 11 月）の間に、4,561 事業場に対し重点監督を実施し、3,811 事業場（全体の 83.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,304 事業場、賃金不払残業があったものが 955 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 72 事業場であった。

表 1 重点監督実施件数等

事項 業種		重点監督実施 事業場数 (注 1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数 (注 2)	主な違反事項		
				労働時間 (注 3)	賃金不払残業 (注 4)	健康障害防止 対策 (注 5)
合計		4,561 (100.0%)	3,811 (83.6%)	2,304 (50.5 %)	955 (20.9%)	72 (1.6%)
主な業種	製造業	1,225 (26.9%)	1,032 (27.1%)	①678	②171	①33
	建設業	194 (4.3%)	150 (3.9%)	90	47	3
	運輸交通業	328 (7.2%)	283 (7.4%)	195	52	6
	商業	933 (20.5%)	802 (21.0%)	②506	①223	1
	教育・研究業	158 (3.5%)	117 (3.1%)	64	29	3
	保健衛生業	412 (9.0%)	355 (9.3%)	150	102	②8
	接客娯楽業	397 (8.7%)	358 (9.4%)	③242	③137	4
	その他の事業	618 (13.5%)	475 (12.5%)	③242	133	③7

(注 1) 主な業種は重点監督実施事業場数が 100 を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注 2) 括弧内は、3,811 事業場を 100.0%とした場合の割合である。

(注 3) 労働基準法第 32 条違反〔36 協定なく時間外労働を行っているもの、36 協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注 4) 労働基準法第 37 条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注 5) 労働安全衛生法第 18 条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月 1 回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第 66 条の 8 違反〔1 月当たり 100 時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

※ 重点監督では、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して対象としているため、労働時間の違反のあった事業場の比率が 50.5%（平成 25 年の定期監督等における比率は 21.7%）と高くなっている。

表 2 事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
4,561	903 (19.8%)	1,496 (32.8%)	756 (16.6%)	611 (13.4%)	576 (12.6%)	219 (4.8%)

表 3 企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30 人～49 人	50 人～99 人	100 人～299 人	300 人以上
4,561	382 (8.4%)	680 (14.9%)	487 (10.7%)	568 (12.5%)	942 (20.7%)	1,502 (32.9%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 2,535 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 6）
2,535	560	825	1,122	1,362	270

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 45 時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注 5）時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。

（注 6）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち 1,035 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1 参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5 重点監督における労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1）（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5）（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2（6）（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2（3）7（注 2）	実態調査の実施（基準 2（3）4（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）4（注 2）		
1,035	639	181	445	93	58	10

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった2,304事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、715事業場で1か月100時間を、153事業場で1か月150時間を、35事業場で1月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

1月当たり 45時間以下	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
622	581	378	562	118	35

4 その他

○ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督実施状況

平成26年4月から平成26年度過重労働解消キャンペーンである11月までの間に実施した監督結果を、以下のとおり、とりまとめた。

(1) 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督を実施した418事業場のうち、363事業場（全体の86.8%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な違反としては、違法な時間外労働があったものが285事業場、賃金不払残業があったものが126事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが11事業場であった。

表1-2 監督実施件数等

事項 業種		監督実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数(注2)	主な違反事項		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止 対策(注5)
合計		418 (100.0%)	363 (86.8%)	285 (68.2%)	126 (30.1%)	11 (2.6%)
主な業種	製造業	58 (13.8%)	50 (13.8%)	③44	②22	①4
	建設業	32 (7.7%)	29 (8.0%)	25	12	0
	運輸交通業	70 (16.7%)	64 (17.6%)	①51	17	②3
	商業	65 (15.6%)	55 (15.2%)	42	①23	0
	教育・研究業	32 (7.7%)	25 (6.9%)	19	6	1
	保健衛生業	20 (4.8%)	17 (4.7%)	12	6	0
	接客娯楽業	32 (7.6%)	29 (8.0%)	22	10	1
	その他の事業	73 (17.5%)	64 (17.6%)	②49	②22	③2

(注1) 主な業種は監督実施事業場数が20以上のものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) から(注5)については、表1に同じ。

(2) 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

① 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督実施事業場のうち、310事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止を講じるよう指導した。

表 4－2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	月 45 時間以内への削減（注 4）	月 80 時間以内への削減（注 5）	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注 6）
310	105	150	107	181	70

（注 1）から（注 6）については、表 4 に同じ。

② 労働時間適正把握に係る指導状況

監督実施事業場のうち、**156 事業場**に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 5－2 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2（1））（注 2）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2（5））（注 2）	労使協議組織の活用（基準 2（6））（注 2）
		自己申告制の説明（基準 2（3）7）（注 2）	実態調査の実施（基準 2（3）4）（注 2）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2（3）4）（注 2）		
156	86	37	82	11	8	2

（注 1）及び（注 2）については、表 5 に同じ。